

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会

「差別の解消に関する条約及び法令について」

目 次

第 1	差別全般	2
1	世界人権宣言及び国際人権規約	2
2	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	5
3	人権擁護委員法	6
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	7
5	人権委員会設置法案	8
第 2	感染症等に関わる差別	11
第 3	インターネットによる人権侵害	12
1	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	12
第 4	部落差別	14
1	部落差別の解消の推進に関する法律	14
第 5	女性・性に関する差別	17
1	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	17
2	男女共同参画社会基本法	18
3	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	18
第 6	外国人に対する差別	19
1	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	19
第 7	その他の差別解消に関する条約及び法律の例	21
1	障害者の権利に関する条約	21
2	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	21
3	児童の権利に関する条約	21
4	労働基準法	22
5	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	22
6	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	22
	参考文献	23

第1 差別全般

我が国の差別解消をはじめとする人権施策の基盤ともなる差別全般に関する条約（国際的文書を含む。以下同じ。）として、「世界人権宣言」と「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（いわゆる人種差別撤廃条約）を紹介する。

我が国の差別解消をはじめとする人権施策全般に関する法律としては、「人権擁護委員会法」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が存在し、県で差別解消に向けた取組を実施する上で前提とすべきものであるので、概説する。

また、我が国においては、法律により国内人権機関を設置しようとする動きが断続的にみられた。これは、独立性を持つ行政機関である国内人権機関が人権侵害行為の調査等を行い、その救済措置を実施することを主眼とするものであるが、表現の自由に抵触するおそれがある等の批判も強く、現在、頓挫^{とん}している状況にある。この動向を理解することは、差別解消を目指す条例の在り方を検討する上でも参考になると考えるので、国内人権機関設置を目指す直近法律案（廃案）である「人権委員会設置法案」の経緯・背景、概要、批判について概説する。

1 世界人権宣言及び国際人権規約

差別の解消に関する条約の基本となるのが、世界人権宣言及び国際人権規約である。

世界人権宣言は、人権尊重における「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」、1948年12月10日、第3回国連総会の決議として宣言された。それは、すべての国の人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容としている。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」（第1条）とし、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」として、平等かつ無差別の基本原則を宣言している。

また、第7条では、「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有」し、「この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する」として、法の下における平等及び法の平等な保護を受ける権利を宣言している。

世界人権宣言は、各国政府が達成すべき共通の基準と考えられ、法的拘束力を持つものではないが、様々な国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることが少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用等がなされている。

他方、国際人権規約は、1966年12月16日、第21回国連総会において採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下「社会権規約」という。）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下「自由権規約」という。）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」（いわゆる第一選択議定書）及び1989年12月15日、第44回国連総会において採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」（いわゆる第二選択議定書）の4つから成り立っている。

国際人権規約は、世界人権宣言に示された諸権利の大半を承認し、それらをより詳細に規定しており、また、世界人権宣言にない若干の権利も規定しており、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。

国際人権規約は、条約であり、締約国に規約の内容の実現を義務付けるものであり、法的拘束力を持たない世界人権宣言とは相違している。

社会権規約第2条2及び自由権規約第2条1では不合理な差別の排除と平等の原則が示されており、これは国際人権規約を貫く原則といえる。さらに、自由権規約第26条では、具体的に法の下での平等について規定しており、法律によりあらゆる差別を禁止し、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」ことを求めている。

また、社会権規約、自由権規約ともに、それぞれ第3条において、男女の平等を定めている。さらに、自由権規約第20条では、差別、敵意又は暴力の先導となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の衝動を法律で禁止することを求めている。

我が国は、1979年6月21日、社会権規約及び自由権規約を批准し、これらは1979年9月21日に効力が生じた。

なお、2つの選択議定書については、我が国は、いずれも締約国になっていない。 [1]

第一選択議定書は、規約に規定される権利を侵害されたと主張する個人に請願の権利を与えており、2016年12月31日現在の締約国数は115か国であった。 [2]これはいわゆる「個人通報制度」を定めたものであり、締約国による自由権規約の義務の不履行について、個人が自由権規約委員会

に直接通報し、審議を求めることを認め、個人が行った通報を自由権規約委員会が審議する制度である。

第二選択議定書は、死刑廃止の実質的義務を確立したもので、2016年12月31日現在、加入国の数は83か国であった。[2]

第一選択議定書を批准していない理由については、「個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連で問題が生ずることはないかという観点や個人通報制度を受け入れる場合の実施体制を含め検討課題がある」¹ためとされている。

¹ 第174回国会参議院議員浜田昌良君提出自由権規約第一選択議定書批准に関する質問に対する平成22年6月11日付け答弁書

2 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成7年条約第26号）（人種差別撤廃条約）

1963年に国際連合総会で「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言」が採択された。本宣言は、全ての人は基本的には平等であると述べ、人種、皮膚の色もしくは種族的出身に基づく人間間の差別は世界人権宣言に掲げる人権の侵害であり、国家間および人民間の友好的かつ平和的關係に対して障害となることを確認した。2年後の1965年、国際連合総会は「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（いわゆる人種差別撤廃条約）を採択し、1969年に発効した。なお、我が国が本条約に加入したのは、1995年になる。

本条約は、締約国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。[3]

本条約において「人種差別」とは、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう」とされている。

なお、我が国は、本条約の締結に当たって、「人種的優越又は憎悪に基づくあらゆる思想の流布」、「人種差別の扇動」等につき、処罰立法措置をとることを義務付ける第4条（a）及び（b）について留保を付している²。

² その理由については、これらの規定は、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広い概念であり、その全てを刑罰法規をもって規制することについては、憲法の保障する集会、結社、表現の自由等を不当に制約することにならないか、正当な言論を不当に萎縮させることにならないか、また、これらの概念を刑罰法規の構成要件として用いることについては、刑罰の対象となる行為とそうでないものとの境界がはっきりせず、罪刑法定主義に反することにならないかなどについて極めて慎重に検討する必要があり、憲法上の問題が生じるおそれがあるためと説明されている（外務省ウェブサイト「人種差別撤廃条約Q&A」）。

3 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）

本法律は、「国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的と」し（第 1 条）、人権擁護委員に係る委嘱の流れや任期、職務等について規定している。

人権擁護委員は、市町村長の推薦等により法務大臣から委嘱された民間の方々³で、現在、約 14,000 名の人権擁護委員が全国の各市町村（特別区を含む。）の区域に配置されている。人権擁護委員は、地域住民から人権相談を受け、問題解決の手伝いをしたり、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしている⁴。

県内市町の区域における人権擁護委員の配置状況（令和 2 年 10 月 1 日現在）

市町の区域	人権擁護委員数	市町の区域	人権擁護委員数
津市	19	木曾岬町	3
四日市市	18	東員町	6
伊勢市	17	菰野町	7
松阪市	20	朝日町	3
桑名市	13	川越町	4
鈴鹿市	13	多気町	6
名張市	11	明和町	6
尾鷲市	7	大台町	5
亀山市	9	玉城町	6
鳥羽市	7	度会町	3
熊野市	8	大紀町	5
いなべ市	10	南伊勢町	6
志摩市	13	紀北町	7
伊賀市	17	御浜町	4
		紀宝町	5

³ 人権擁護委員には国家公務員法が適用されないこととなっている（第 5 条）が、法務省は、人権擁護委員は国家公務員としての実質を有しているとしている。

⁴ 人権擁護委員の職務としては、1）自由人権思想に関する啓蒙・宣伝、2）民間における人権擁護運動の助長、3）人権侵害事件についての救済のための調査・情報収集をして、適切な処置を講ずること、4）貧困者に対する訴訟援助等、5）その他人権擁護とされている（第 11 条）。

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

本法律は、「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的と」し（第1条）、人権教育及び人権啓発に関する施策について、国、地方公共団体⁵及び国民の責務や基本計画の策定等について規定している。

本法律では、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」（第3条）ということが規定されている。

本法律に基づく年次報告（第8条）として政府が国会へ報告した内容については、法務省及び文部科学省において「人権教育・啓発白書」として刊行されている。

⁵（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

5 人権委員会設置法案（第 181 回国会閣法第 7 号）

(1) 経緯と背景

本法律案は、様々な人権問題について実効的な救済を実現するための国内人権機関を我が国に設置することを目指したものである。

国内人権機関とは、「国内機構の地位に関する原則」（パリ原則）に基づく国内機構で、人権を促進し、擁護する権限が付与されるものとされており、かつ、政府からの独立が求められている。

世界では、100 を超える国が国内人権機関を設けているが、日本にはいまだ存在しておらず、国際社会の場において、政府から独立した国内人権機構の設置について指摘を受けている⁶。

そのような中、日本においても、平成 13 年 5 月に人権擁護推進審議会⁷が、積極的救済を含む救済を行う人権救済機関として、政府からの独立性を有する委員会組織の必要性等について答申⁸をし、それを受けて、平成 14 年 3 月に、政府（小泉内閣）は、人権擁護法案⁹を国会に提出したが、メディア規制（報道関係情報）や法務省に設置すること¹⁰などに批判があり、平成 15 年 10 月の衆議院解散に伴い廃案となった。

⁶ 国連人権理事会の「普遍的定期的審査（UPR）結果文書（2008）」における勧告や社会権規約に基づく「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会の最終見解」（2001）での要求、自由権規約に基づく「B 規約人権委員会の最終見解」（1998）での勧告などが行われている。

⁷ 人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）（失効：平成 14 年 3 月 25 日）に基づいて設置された審議会のこと。本審議会は、関係大臣の諮問に応じ、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項を、法務大臣の諮問に応じ、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項を調査審議するものとされていた。

⁸ 「人権救済制度の在り方について（答申）」

⁹ 人権委員会をいわゆる 3 条委員会（国家行政組織法第 3 条に基づく委員会をいう。省の外局として設置される。）として法務省に設置すること、人権擁護委員は無給で外国人も就任可とすること、一般救済手続としての調査や援助、指導、調整、通告及び告発、公務員等による人種等を理由とする不当な差別的取扱い等についての特別救済措置、犯罪被害者等に対する報道によるプライバシー侵害等に対する措置、人権委員会の訴訟参加及び差別助長行為等の差止請求訴訟の提起、調査拒否に過料の制裁を課すこと等を主な内容とする。

¹⁰ 平成 13 年から平成 14 年にかけて名古屋刑務所事件と呼ばれる刑務官による受刑者への虐待事件が発生したことから、法務省内に人権委員会を設置することに異論が相次いだ。

また、平成 17 年 8 月に、当時野党の民主党が人権侵害救済法案¹¹を提出したが同月の衆議院解散に伴い廃案となった。

その後、平成 24 年 11 月に政府（野田内閣）は、人権委員会設置法案を国会に提出したが、衆議院解散に伴い廃案となった。

(2) 概要

本法律案は、「人権を違法に侵害する行為により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びこれに関する理解を深めるための啓発を任務とする人権委員会を設置して、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的と」し（第 1 条）、不当な差別、虐待その他の人権侵害行為及び不当な差別的取り扱いを助長する等の目的での人種等の識別情報の摘示の禁止を規定する（第 2 条）とともに国の責務を定めている（第 3 条）。

また、人権委員会の組織関係としては、法務省の外局（いわゆる 3 条委員会）として設置し（第 4 条）、人権侵害行為による被害の救済（第 6 条）、人権啓発（第 6 条）、所掌事務の処理状況の国会への報告（第 18 条）、政府への意見提出（第 19 条）等を行うものと規定されている。

委員長及び委員については、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命するものと規定されている（第 9 条）。

なお、委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとされている（第 7 条）。

人権委員会には事務局を置き、事務局の事務を法務局長及び地方法務局長に委任することができるとしている（第 15 条）。

これまでの経緯を踏まえた特色としては、人権擁護委員は現行法どおり無給で資格要件も変更せず（地方参政権を有する者）、かつて批判のあった報道によるプライバシー侵害等に対する措置の規定や調査拒否に対する過料の規定、訴訟参加・差止請求訴訟の導入に関する規定は法案から除外された。

¹¹ 人権擁護法案との違いとして、人権委員会を内閣府に設置すること、地方人権委員会を設置すること、人権擁護委員の有給化が、主に挙げられる。

(3) 批判

本法案を含め、国内人権機関を設置する法律案については、救済の対象となる「人権侵害」¹²の範囲が曖昧ではないか、人権委員会が行う行為が表現の自由等に対して影響を与えるのではないか、人権侵害の加害者とされた者の保護が不十分ではないかといった問題点が指摘されており、国会審議でも議論となっていた¹³。

¹² 本法案においては、「人権侵害行為」を「特定の者に対し、不当な差別、虐待その他の人権を違法に侵害する行為」と定義していた（第2条第1項）。

¹³ 第179回国会衆議院法務委員会議録第2号（平成23年10月25日）24頁・25頁（平岡秀夫法務大臣答弁）

第180回国会衆議院法務委員会議録第8号（平成24年6月15日）29頁（谷博之法務副大臣答弁）

第2 感染症等に関わる差別

感染症等に関わる差別については、一般的な感染症対策に関する法律である「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）において、前文に「感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」との記載はあるが、本則には差別に関する規定はない。また、新型コロナウイルス感染症対策の根拠法となっている「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）には、差別に関する規定は存在しない。

なお、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成20年法律第82号）、「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）及び「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（平成24年9月5日号外法律第82号）という3つの特定の感染症等に係る法律においては、基本理念等として、患者等に対する差別等の禁止又は患者等が差別されないよう配慮することについて言及されている。

第3 インターネットによる人権侵害

近年、インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れている。[4]

インターネットによる人権侵害について、プロバイダに人権侵害情報の削除を依頼するに当たっての必要事項等は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(いわゆるプロバイダ責任制限法)にて規定がされている。

1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)(プロバイダ責任制限法)

本法律では、インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて次のように定めている。

(1) 発信者情報の開示

被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明らかであって、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者(掲示板やSNSなどに書き込んだ人)の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができる(第4条第1項)。

(2) プロバイダの責任の制限など

プロバイダは、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがある(第3条第1項)。この規定により、プロバイダが不作為責任を負いうる場合が一定の範囲で明確化されることとなり、問題とされる情報に対してプロバイダによる適切な対応が促されることになるものと期待される。

また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときなどには、必要な限度において削除したことについて発信者から責任を問われることはない(第3条第2項)。この規定により、プロバイダは、一定の要件に該当する場合でなければ発信者との関係で責任を負わ

ないことが明確となるため、他人の権利を侵害する情報の送信を防止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応を取ることが促されることが期待される。 [4]

(3) 課題と最近の動向

総務省が令和2年4月に設置した「発信者情報開示の在り方に関する研究会」で示された現行制度を巡る主な検討課題としては、

- ① 現行の省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加
- ② 権利侵害が明白と思われる場合であっても、発信者情報が裁判外で（任意に）開示されないケースが多い
- ③ 裁判外で開示がなされない場合、発信者の特定のための裁判手続に時間・コストがかかり（特に海外プロバイダを相手として訴訟提起する場合は、訴状の送達手続に多くの時間を要している。）、救済を求め
る被害者にとって負担

が挙げられる。

これらの課題に対応するための施策の一つとして、令和2年8月31日に総務省は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」の一部を改正して、プロバイダ責任制限法第4条第1項に基づく開示請求の対象となる権利の侵害に係る発信者情報として、発信者の電話番号が追加した。

この趣旨は、従来、発信者に関する情報開示請求は氏名や住所、IPアドレスが対象であったが、SNSで氏名や住所を登録していないケースが多く、インターネットによる人権侵害を受けた場合、SNS運営企業だけでなく、携帯会社等にも追加で開示請求の訴えを起す必要があったことが挙げられる。電話番号であれば、SNS運営企業が情報を所有している場合があり、被害者の負担が軽減される可能性がある。 [13]

また、令和2年9月1日、総務省は、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表した。そこには具体的な取組として、啓発活動のほか、新たな裁判手続の創設について検討を進めていくことや、裁判外（任意）開示の促進、相談体制の整備等を挙げている。

第4 部落差別

1 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

(1) 経緯と背景^[5]

ア 同和問題の歴史と部落差別の現状

いわゆる同和問題¹⁴は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題」^[6]として、長らく重大な人権課題の一つに位置付けられてきた。

この問題を解決するため、国及び地方公共団体は、昭和44年から平成14年までの33年間にわたり、いわゆる旧同和三法¹⁵に基づく地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されたが、今なお結婚における差別、差別発言、差別落書きなどの事案が発生している現状にある。

加えて、近年の情報化の進展に伴い、インターネット上に特定の地域を同和地区であるとする情報を公開するなど、部落差別を取り巻く状況に変化が生じているのもまた事実である。インターネットが普及した現代においては、一旦情報が拡散した場合には半永久的に情報の閲覧が可能であること、掲示板の書き込み等において受動的に部落差別に関する悪意ある情報に触れる機会が多いと思われることなどから、以前に比べて部落差別に関する情報に触れる機会が相対的に多くなっているとも考えられる。

イ 議員立法による施策の検討と国会審議

このような現状に鑑み、平成28年3月から自由民主党において民間運動団体からのヒアリングが行われるなどして部落差別の解消に関する施策の検討が進められ、本法律の原案が作られた後、公明党・民

¹⁴ なお、「同和問題」と「部落差別」の関係については、盛山正仁法務副大臣（当時）は、「法務省の人権擁護機関におきましては、（……）同和問題という用語を用いて」いるが、法務省の担当者から「部落差別という用語は同和問題に関する差別を念頭に置いているものと理解できる」旨の報告を受けているとのをしているとの答弁をしている（第190回国会衆議院法務委員会議録第20号（平成28年5月25日）4頁）。

¹⁵ 同和对策事業特別措置法（昭和44年法律第60号）、地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）及び地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）

進党の賛同も得て、平成 28 年 5 月 19 日、自民、民進及び公明の共同提案により、「部落差別の解消の推進に関する法律案」として衆議院に提出された。同法律案はその後継続審査となり、同年 11 月 17 日に衆議院本会議で賛成多数で可決された後、同年 12 月 9 日に参議院本会議で賛成多数で可決され、成立した。

なお、本法案については、衆参両院の法務委員会においてそれぞれ附帯決議が付されている。

(2) 概要

本法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とし（第 1 条）、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない」ことを基本理念としている（第 2 条）。また、国及び地方公共団体¹⁶の責務（第 3 条）を定めるとともに、部落差別解消に関する施策として、相談体制の充実（第 4 条）、教育及び啓発（第 5 条）、部落差別の実態に係る調査（第 6 条）を規定している。

¹⁶（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 〔略〕

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(3) 批判

本法律については、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあるのに、部落問題解決の歴史に逆行して新たな障壁をつくり出し部落差別を固定化、永久化する恒久法であることや、部落差別の定義規定がなく¹⁷、本法律の規定の濫用により表現や内心の自由が侵害される危険性が高いこと、不公正な同和行政による特権と利権の復活や、精密な調査や行き過ぎた意識調査によって、国民の内心を侵害し、分け隔てなく地域で生活する旧地区住民とそうでない者との間に新たな壁をつくり出す強い危険があるとの批判もある。 [7]

¹⁷ 部落差別の定義規定がないことについて提案者は、「その意味するところは社会通念上明確であると考えておりまして、あえてこの定義を置いていない」と答弁している。(第192回国会衆議院法務委員会議録第6号(平成28年10月28日)7頁(門博文議員))

第5 女性・性に関する差別

女性・性に関する差別を解消するための条例又は法律について主なものとしては、以下のとおり、条約では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（いわゆる女子差別撤廃条約）が、法律では、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（いわゆる男女雇用機会均等法）がある。

以下、それぞれについて概説する。

1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和60年条約第7号）（女子差別撤廃条約）

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。

なお、本条約において「女子に対する差別」とは、「性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」（第1条）としている。

本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効された。日本は1985年に締結した。 [8]

2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

本法律は、「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし（第 1 条）、男女の人権の尊重（第 3 条）、社会における制度又は慣行についての配慮（第 4 条）、政策等の立案及び決定への共同参画（第 5 条）、家庭生活における活動と他の活動の両立（第 6 条）、国際的協調（第 7 条）を男女共同参画社会の形成についての基本理念とし、基本理念にのっとり国、地方公共団体¹⁸、国民の責務（第 8 条～第 10 条）等を規定している。

第 3 条では、「男女共同参画社会の形成は、（……）、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと（……）その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と規定されており、男女が性別による差別的取扱いを受けないことを旨とすることが基本理念の内容として明示されている。

3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）（男女雇用機会均等法）

本法律は、「法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とし（第 1 条）、事業主に対して、性別を理由とする差別の禁止（第 5 条）や婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止（第 9 条）等を定めている。

¹⁸（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6 外国人に対する差別

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）（ヘイトスピーチ解消法）

(1) 概要

近年、我が国において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めている。

平成28年3月には、法務省から、ヘイトスピーチに関する実態調査報告書が公表されており、ヘイトスピーチは、一時期よりは減少する傾向にあるものの、いまだ相当数存在すると説明されている。

このヘイトスピーチをめぐっては、国会においても議論が行われ、平成27年5月22日に当時の民主党・新緑風会及び社会民主党・護憲連合から、ヘイトスピーチへの対応を含む人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」（第189国会参法第7号）が参議院に提出された¹⁹。その後、平成28年4月8日に、自由民主党及び公明党から「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」（いわゆるヘイトスピーチ解消法）が参議院に提出され、5月13日の参議院本会議において賛成多数で修正議決²⁰され、5月24日の衆議院本会議においても賛成多数で可決され、成立した。

なお、本法案については、衆参両院の法務委員会においてそれぞれ附帯決議が付されている。

(2) 概要

本法律は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的と」している（第1条）。

本法律においては、「本邦外出身者」を「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」と定義し、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（いわゆる「ヘイトスピーチ」）とは、「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を

¹⁹ なお、本法律案は、平成28年5月13日に否決されている。

²⁰ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義に「本邦外出身者を著しく侮蔑する」を加える等の修正が行われた。

加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」であると定義している（第2条）。

基本理念として、「国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と規定している。（第3条）

そして、当該差別的言動の解消に向けた取組に対する施策を実施することを国及び地方公共団体の責務²¹とし（第4条）、基本的施策として、相談体制の整備（第5条）や教育の充実等（第6条）、啓発活動等（第7条）について規定している。

本法律は、いわゆる理念法であり、ヘイトスピーチを禁止するという形を取っていない。その理由について法律案の提案者は、「（…）憲法上の表現の自由の保障はしっかりしなければならない。（…）表現内容を規制するのは、（…）表現行為の萎縮効果をもたらすおそれがありますから、（…）不当な差別的言動の禁止や、その禁止に違反した場合に罰則を定めるということはありません」（…）^[9]と説明している。

(2) 本法律に対する評価

本法律の制定により、国の施策、地方公共団体の対応や司法判断に一定の影響を与えているとの評価はあるものの、今なおヘイトスピーチを伴うデモの開催などヘイトスピーチは続いており、国際人権機関においても日本に対し包括的な差別禁止法の制定などより踏み込んだ対策の実施を求める声がある。また、本法律の対象が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に限定されており、アイヌの人々のような国内出身者や不法滞在者が含まれていないことを問題視する意見もある。

他方で、表現の自由その他の基本的権利を保護する観点から、ヘイトスピーチ対策が過剰な言論規制にならないように慎重に考えるべきとの意見も強く、法学者の間でもより適切な対策について議論があるところである。^[10]

²¹ 第4条 [略]

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第7 その他の差別解消に関する条約及び法律の例

1 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）

「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約であり、締約国に、合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保・促進すること等を求めている。

2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律である。

3 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）

「児童の権利に関する条約」は、国際人権規約において定められている権利を児童^{ふえん}²²について敷衍し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる事項を規定した条約であり、締約国に、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保することなどを求めている。

²² 「18歳未満のすべての者」（第1条）と定義されている。

4 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

（均等待遇）

第 3 条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

5 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成 24 年法律第 48 号）

（基本理念）

第 2 条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない。

5・6 〔略〕

6 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）

（基本理念）

第 3 条 〔略〕

第 4 条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

参考文献

※ 参考に当たっては、表現や語尾等を本資料において統一するため、一部を修正の上、引用している場合がある。

- [1] “世界人権宣言と国際人権規約,” 外務省, [オンライン]. Available: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/kiyaku.html>. [アクセス日: 2020 10 02].
- [2] “市民的、政治的権利,” 国際連合広報センター, [オンライン]. Available: https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/civil_political/. [アクセス日: 2020 10 05].
- [3] “人種差別撤廃条約,” 外務省, [オンライン]. Available: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html>. [アクセス日: 2020 10 04].
- [4] “インターネットによる人権侵害をなくしましょう,” 法務省, [オンライン]. Available: <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>. [アクセス日: 2020 10 04].
- [5] 衆議院法制局第二部第二課 窪島春樹, “部落差別のない社会の実現を目指す,” 時の法令 2017年(平成29年)7月15日号〔第2029号〕, p. 20頁・21頁.
- [6] 平成28年版人権教育・啓発白書, 法務省・文部科学省編, 平成28年, p. 36頁.
- [7] “第192回国会参議院法務委員会会議録第13号(平成28年12月8日)11頁(仁比聡平議員)”.
- [8] “女子差別撤廃条約,” 外務省, [オンライン]. Available: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>. [アクセス日: 2020 10 04].
- [9] “第190回国会参議院法務委員会会議録第8号(平成28年4月19日)2頁(西田昌司議員)”.
- [10] 川西昌大(国立国会図書館調査及び立法考査局 行政法務課長), 日本におけるヘイトスピーチ規制—ヘイトスピーチ解消法をめぐって—, 国立国会図書館, 2018.